

伊達市認定農業者等大型特殊免許取得補助 要件

【事業内容】

伊達市の認定農業者又は認定新規就農者が、農作業の効率化等のために大型特殊自動車免許の取得に要する費用に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

【補助金額】

市内の指定自動車教習所において大型特殊免許を取得するために必要な教習に係る費用の 50 パーセント以内とし、5 万円を上限とする（1 円未満の端数が生じた場合は切捨て）

補助金の交付要件	
伊達市が認定した認定農業者又は認定新規就農者で、既に農業経営を開始した者であること。	☐
伊達市に住所を有する者であること。	☐
市税を滞納していない者であること。	☐
普通免許を取得している者であること。	☐
大型特殊免許（農耕車に限る。）を取得していない者であること。	☐
年間 200 日以上農業に従事する者であること。	☐
他の団体等から本補助金と類似する補助を受けていないこと。	☐
同一世帯又は同一経営に、同年度に本補助金の交付を受けた者がいないこと。	☐

提出書類	
1 教習費用に係る見積書、パンフレット等の写し	☐
2 完納証明書	☐
3 その他市長が必要と認める書類	☐